

総合評価方式（特別簡易型） 落札者決定基準

発注者名：尾道市

工事名	沖田線・美栗線舗装修繕工事				
工事場所	尾道市美ノ郷町本郷 地内				
総合評価方式による理由	価格と品質で総合的に優れた調達を促進するため、総合評価方式を適用する。 小規模工事であること、技術的課題が特になく、技術的な工夫の余地が極めて小さいことから、特別簡易型とする。				
価格以外の評価点	1 企業の施工能力	評価項目	評価内容	評価基準	配点
		(1) 過去5年間（今年度を除く）尾道市契約課発注の同種・同規模工事の元請施工実績 <u>同種・同規模工事：舗装工事で最終契約額が1,000万円以上のもの。</u>	①3件以上	2.0	
			②2件	1.5	
			③1件	1.0	
			④なし	0.0	
			(2) 過去5年間（今年度を除く）尾道市契約課発注の舗装工事3件にかかる工事成績評定点の平均点 <u>対象工事は任意とする。対象工事が3件に満たない場合は、不足する件数をすべて65点の工事として計算する。</u>	①80点以上	2.0
				②65点以上 80点未満 (2.0×(平均点(少数第2位四捨五入)-65)÷15)	2.0~0.0
		(3) 尾道市建設工事優良成績者表彰要綱の規定により表彰された回数	①3回以上	3.0	
			②2回	2.0	
		(4) 自社による施工の実績	③1回	1.0	
	④なし		0.0		
	(5) 舗装工事にかかる主要4機種の保有状況	①施工実績あり	1.0		
		②施工実績なし	0.0		
	(6) デジタル技術（ICT等）を活用した公共工事の実績	①自社保有またはリースしている	1.0		
		②保有、リース共になし	0.0		
		③実績なし	0.0		
	小 計				10.0
	2 配置予定技術者の評価	(1) 保有する資格	①技術士または一級国家資格者	1.0	
			②二級国家資格者	0.5	
			③資格なし	0.0	
		(2) 過去5年間（今年度を除く）の同種・同規模工事の主任（監理）技術者としての施工経験 <u>同種・同規模工事：舗装工事で最終契約額が1,000万円以上のもの。</u>	①施工経験が2件以上あり	2.0	
			②施工経験が1件あり	1.0	
			③施工経験なし	0.0	
		(3) 過去5年間（今年度を除く）の主任（監理）技術者として従事した舗装工事3件にかかる工事成績評定点の平均点 <u>対象工事は任意とする。対象工事が3件に満たない場合は、不足する件数をすべて65点の工事として計算する。</u>	①80点以上	2.0	
②65点以上 80点未満 (2.0×(平均点(少数第2位四捨五入)-65)÷15)			2.0~0.0		
(4) 過去3年間の継続教育（CPDS）の取組状況 <u>建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度における前年度3年間の学習実績をいう。</u>		③65点未満	0.0		
		①20単位以上取得	1.0		
	②10単位以上20単位未満取得	0.5			
(5) 若手技術者の配置	③10単位未満取得または単位なし	0.0			
	①35歳以下の主任（監理）技術者を配置する	2.0			
	②35歳以下の現場代理人を配置する	1.0			
(6) 35歳以下の技術者を配置しない	③35歳以下の技術者を配置しない	0.0			
	小 計				8.0
	3 地域の精通性	(1) 工事場所と本店の位置関係	①工事施工場所と同一地域	1.0	
②その他			0.0		
小 計				1.0	
4 企業の社会性・社会貢献	(1) 建設業労働災害防止協会への加入	①加入している	1.0		
		②加入していない	0.0		
	(2) 男女共同参画の取組状況	①建設工事に係る女性の技術者を1人以上雇用している	1.0		
		②建設工事に係る女性の技術者を雇用していない	0.0		
	(3) 地域活動（地域ボランティア活動等）への参加実績 <u>前年度1年間にかかるもので個人での参加は除く。</u>	①3回以上	1.0		
		②1~2回	0.5		
		③実績なし	0.0		
	(4) 障がい者雇用の状況	①法定雇用率の2倍以上雇用、又は法に基づく雇用義務がない者で1人以上雇用している	1.0		
		②法定雇用率以上雇用している	0.5		
		③障がい者を雇用していない	0.0		
(5) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録の有無	①登録している	1.0			
	②登録していない	0.0			
小 計				5.0	
合 計				24.0	
標準点(基礎点)	100点				
加算点	(価格以外の評価点の合計)				
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点				
評価値	(技術評価点/入札価格(千円))×1,000				

※ 1 「企業の施工能力」(1)については、尾道市契約課が発注し、令和元年度以降（今年度を除く。）に元請として完成・引渡し完了した舗装工事とする。
 なお、共同企業体の構成員としての施工実績及び施工経験は、出資比率20%以上のものに限る。
 2 「配置予定技術者の評価」(1)については、「一級国家資格者」とは、一級土木施工管理技士、一級建設機械施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有するものである。
 「二級国家資格者」とは、二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士である。(2)については、途中交代のものは認めない。(4)については証明書をもちて審査する。
 配置予定者が複数ある場合は、各候補者のうち配置予定技術者の能力に係る評価項目の合計点が最も低い者で評価する。
 3 「企業の施工能力」(2)及び(4)、「配置予定技術者の評価」(2)及び(3)については、尾道市（上下水道局を除く）の発注工事のものに限る。
 4 「地域の精通性」の同一地域とは、入札公告に掲げる範囲である。
 5 「企業の社会性・社会貢献」(2)の技術者とは、監理技術者又は主任技術者となり得る資格を有する技術者である。実務経験にあっては、経営事項審査申請時に提出する「技術職員名簿」に記載されている者とする。なお入社後3ヶ月以上経過している（開札日まで）ことを証明することができれば、経営事項審査申請時に提出する「技術職員名簿」に記載されていない者も実務経験者として認める。
 6 「技術評価点」は、小数点以下第1位まで算出（第2位以下四捨五入）する。
 7 「評価値」は、小数点以下第4位まで算出（第5位以下四捨五入）し、同数値の者が2者以上あった場合はくじ引きにより落札候補者を決定する。